

介護給付費等の請求について

(国保連合会からのお願い)

兵庫県国民健康保険団体連合会

国保連合会は、毎月、事業所からの請求情報（介護給付費請求明細書及び給付管理票）の審査を行い、審査結果について各事業所へ「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」、「介護保険審査増減単位数通知書」等を送付し、各事業所へ介護給付費をお支払しております。

この請求明細書等に、入力漏れ、入力誤り、単位や金額の計算誤り、被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）との不一致、事業所の届出情報等に関する情報（事業所台帳）との不一致、請求明細書や給付管理票の重複請求がある場合に、「返戻」（エラー）となり、介護給付費等のお支払ができません。

つきましては、介護給付費等の請求についてご留意いただきたい事項について、次にとりまとめましたので、介護給付費等の請求の参考としていただき、介護給付費等の適正な請求にお取り組みいただきますようお願いいたします。

1 平成 27 年 4 月介護給付費の報酬改定について

平成 27 年 4 月の制度改正において、毎月の介護給付費の請求全件に関連する地域区分や処遇改善加算等について誤って請求されますと、全件返戻の対象となり、事業所へのお支払額が無くなりますので、連合会へ請求情報を送信される際、今一度請求内容に間違いがないかをご確認のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

2 地域区分の変更について

平成 27 年度から変更になる地域は次のとおりです。下記の地域以外は変更ありません。

地域	現行（平成 24 年度から平成 26 年度）		改正（平成 27 年度から平成 29 年度）	
	等級	区分コード	等級	区分コード
尼崎市	4 級地	2	5 級地	3
姫路市・加古川市・ 三木市・高砂市・ 稲美町・播磨町	6 級地	4	7 級地	9
小野市・加西市・ 加東市	6 級地	4	その他	5
伊丹市・川西市	5 級地の 2	8	5 級地	3
明石市	6 級地の 2	9	6 級地	4

3 インターネット請求について

平成 26 年 11 月請求分から、従来の ISDN 回線での伝送・電子媒体及び紙帳票での請求に加え、インターネットでの請求が可能となりました。

インターネット請求への切り替えには、事前に国保連合会への届出を行うことや、インターネット請求に必要な電子証明書のインストール等の手続きが必要となります。

また、電子証明書の発行手数料が 1 事業所につき介護保険は 13,200 円、介護・障害共通証明書（代理人請求）は 13,900 円（いずれも有効期間 3 年）が必要となります。

代理人とは、事業所からの委任を受け、代理で請求事務を行う事業所等のことで、以下のような

ケースが該当します。

- (1) 事業所から請求事務を委任された代理請求事業者（民間の請求事務取扱事業者を含む。）
- (2) 複数の事業所や支店を運営する法人等で、複数の事業所分の請求をまとめて行う本店等
- (3) 複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う事業所等
- (4) 介護保険と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う事業所等

※ 詳しくは「介護電子請求受付システム」及び本会ホームページに掲載の資料をご確認ください。

4 請求明細書等の提出方法について

介護給付費の請求は、原則として伝送（インターネット回線・ISDN回線）または電子媒体（MO・FD・CD-R）で国保連合会に提出することとなっていますが、支給限度額管理が不要なサービス一種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等については、当分の間、帳票での請求が可能です。こうした事業所等について、引き続き帳票による請求を行う場合には、平成29年度末までに、審査支払機関に届出を行う必要があります。

なお、次に掲げる事業所等については、平成30年度以降も帳票による請求を可能とする例外規程が設けられておりますのでご確認ください。

- (1) 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの。
ただし、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届け出るものとし、当該届出の日の属する月の翌々月以降は伝送又は電子媒体による請求に移行することとする。
- (2) 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの。
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に限る）
 - ② 設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が完了していない場合（作業が完了するまでの間に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な場合（当該請求に限る）

なお、ISDN回線による請求を行うことができる期間は、平成30年3月31日までとなっておりますのでご注意ください。

5 介護給付費の受領に関する届の提出について

新規事業所におかれましては、国保連合会から送付いたします「介護給付費の請求及び受領に関する届」を、請求開始月の20日までに国保連合会へ提出していただく必要があります。

また、振込先を変更される場合も「介護給付費の請求及び受領に関する届」の変更が必要になりますので、介護福祉課介護福祉係へご連絡願います。提出期限（毎月20日）を過ぎると、翌月支払の銀行振込み手続きができませんので、ご留意願います。

6 照会先

〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号（センタープラザ16階）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護福祉係

電話 078-332-5618 FAX 078-332-9520

ホームページアドレス <http://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/>